

八戸市環境審議会について

1 概要

- ①設置根拠 八戸市環境基本条例第 24 条
- ②職 務 環境基本計画その他環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項、
廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項について調査審議する
- ③委員任期 2 年 ※委嘱の日（令和 2 年 10 月 15 日）より 2 年
- ④委 員 数 15 人（定数 20 人以内）

2 経 緯

- 昭和 44 年 「八戸市公害対策審議会」として発足。
- 平成 6 年 「八戸市環境審議会」へ名称変更。
- 平成 26 年 「八戸市廃棄物減量等推進審議会」と統合。

3 審議会開催回数

通常、審議会の開催回数は年 3 回程度ですが、八戸市環境基本計画や八戸市一般廃棄物処理基本計画の改定（中間見直し含む）時期は、年 5 回ほど開催しております。

○八戸市環境基本条例（抜粋）

平成 16 年 12 月 27 日条例第 40 号

第 4 章 環境審議会

第 24 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、八戸市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境基本計画その他環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項並びに廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項について調査審議し、その結果を答申する。
- 3 審議会は、環境の保全及び創造に関する施策並びに廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項について必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べることができる。
- 4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 公益代表者
 - (3) 関係企業体の代表者
 - (4) 関係行政機関の職員
- 5 前項の委員の定数は、20 人以内とする。
- 6 前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。